

福岡県公報

平成26年5月9日
第3592号

目次

告示(第436号・第437号)

○大濠公園能楽堂に係る使用料の徴収事務の委託(県民文化スポーツ課)……………1

○解除予定保安林の所在場所等(農山漁村振興課)……………1

公告

○都市計画の変更の案の縦覧(都市計画課)……………2

○都市計画の変更の案の縦覧(都市計画課)……………2

○土地改良区の役員の就任及び退任(農村森林整備課)……………2

○開発行為に関する工事の完了(都市計画課)……………3

○開発行為に関する工事の完了(都市計画課)……………3

○土地改良区の役員の就任及び退任(農村森林整備課)……………3

○行政書士の業務の停止(市町村支援課)……………4

○開発行為に関する工事の完了(都市計画課)……………5

○一般競争入札の実施(建築都市総務課)……………5

○特定非営利活動法人設立の認証申請(社会活動推進課)……………11

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(社会活動推進課)……………11

○落札者等の公示(県営住宅課)……………11

人事委員会

○口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法の
一部改正(人事委員会事務局任用課)……………12

海区漁業調整委員会

○関門海域におけるマダコの採捕制限について(漁業管理課)……………12

○関門海域におけるマダコの採捕制限について(漁業管理課)……………13

○養殖用マダイ種苗の採捕制限について(漁業管理課)……………13

告示

福岡県告示第436号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、大濠公園能楽堂に係る使用料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年5月9日

福岡県知事 小川 洋

施設の名称	指定管理者		委託期間
	所在地	名称	
大濠公園能楽堂	福岡市中央区天神一丁目4番1号	株式会社西日本新聞イベントサービス	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

福岡県告示第437号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により次のように告示する。

平成26年5月9日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所
福岡市早良区大字飯場字八丁769の74、糸島市井原字行道鹿我子谷1の3、1の5、川原字山神990の2、991の78、1043の2、瑞梅寺字小松原1221の2、1334の2、1339の2、1339の3
 - 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
 - 解除の理由
電気工作物施設用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所

糸島市井原字行道鹿我子谷1の3、1の5

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

電気工作物施設用地とするため

公 告

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成26年5月9日から同月23日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成26年5月9日

福岡県知事 小 川 洋

1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更内容

椎田都市計画道路

1・3・1号椎田大平線

2 都市計画を変更する土地の区域

築上町大字小原の一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

築上町都市政策課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成

26年5月9日から同月23日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成26年5月9日

福岡県知事 小 川 洋

1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更内容

田川都市計画道路

3・4・6号中央団地川宮線

3・4・9号後藤寺東町線

2 都市計画を変更する土地の区域

田川市大字奈良の一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

田川市都市整備部都市計画課

公告

筑後北部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年5月9日

福岡県知事 小 川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
成清 恵	筑後市大字蔵数1054番地
辻 正孝	筑後市大字久富1667番地
城戸 修	筑後市大字熊野1021番地8
大崎 清	筑後市大字蔵数1043番地
塚本 利則	筑後市大字蔵数957番地1
田中 恵一	筑後市大字熊野1041番地1
田中 勝正	筑後市大字熊野1060番地3

城戸 勝	筑後市大字熊野963番地 1
松崎 正	筑後市大字熊野1669番地 5
久保 虎太	筑後市大字久富1721番地

2 退任監事

氏 名	住 所
成清 辰樹	筑後市大字熊野1020番地 2
田川 一幸	筑後市大字西牟田1881番地 1

3 就任理事

氏 名	住 所
成清 恵	筑後市大字蔵数1054番地
辻 正孝	筑後市大字久富1667番地
城戸 修	筑後市大字熊野1021番地 8
大崎 清	筑後市大字蔵数1043番地
塚本 利則	筑後市大字蔵数957番地 1
田中 恵一	筑後市大字蔵数1041番地 1
田中 勝正	筑後市大字熊野1060番地 3
城戸 勝	筑後市大字熊野963番地 1
松崎 正	筑後市大字熊野1669番地 5
久保 虎太	筑後市大字久富1721番地

4 就任監事

氏 名	住 所
田川 一幸	筑後市大字西牟田1881番地 1
成清 辰樹	筑後市大字熊野1020番地 2

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年5月9日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

中間市岩瀬三丁目605番42

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市八幡西区上の原二丁目4番61号

有限会社 セフティー

代表取締役 末廣 真一

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年5月9日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

鞍手郡鞍手町大字中山字明道2256番3、2257番1、2257番2、2258番1及び2258番

2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号

株式会社 コスモス薬品

代表取締役 宇野 正晃

公告

小郡土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年5月9日

福岡県知事 小 川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
松尾 幸雄	小郡市大崎21番地
永利 武光	小郡市上西鯉坂318番地 1

藤井 親光	小郡市下岩田1103番地 2
熊手 久雄	小郡市稲吉87番地
大中 弘毅	小郡市二森76番地 1
山田 泰徳	小郡市二夕645番地 1
黒岩 太雲	小郡市古飯560番地 3
井手 寛喜	小郡市平方66番地 1
権藤 國男	小郡市光行344番地
高松 豊茂	小郡市八坂556番地 1
鶴本 一彦	小郡市下西鯨坂928番地
石橋 伸之	久留米市宮ノ陣町八丁島74番地 2
山本 清春	小郡市大板井339番地 8
高木 忠義	小郡市小坂井88番地
山田 廣信	小郡市稲吉1141番地 4
白木 福實	小郡市横隈843番地 4
山下 一成	小郡市力武1059番地
米倉 禮光	小郡市乙隈384番地 1
重松 等	小郡市吹上830番地 1
平山 政之	小郡市山隈1223番地 5
鶴田 安範	小郡市山隈914番地
行徳 友晴	小郡市山隈391番地 3

2 退任監事

氏 名	住 所
末次 勝行	小郡市下西鯨坂609番地 1
松尾 知明	小郡市大崎1017番地 1
橋原 昇	小郡市山隈1289番地

3 就任理事

氏 名	住 所
熊手 久雄	小郡市稲吉87番地
松尾 幸雄	小郡市大崎21番地
藤井 親光	小郡市下岩田1103番地 2
大中 智利	小郡市二森80番地 1

山田 泰徳	小郡市二夕645番地 1
内野 厚三	小郡市古飯834番地 2
井手 寛喜	小郡市平方66番地 1
権藤 國男	小郡市光行344番地
高松 豊茂	小郡市八坂556番地 1
赤川 輝雄	小郡市福童39番地
末次 勝行	小郡市下西鯨坂609番地 1
天本 久文	小郡市大崎583番地
石橋 伸之	久留米市宮ノ陣町八丁島74番地 2
川口 龍二	小郡市大板井823番地 1
高木 忠義	小郡市小坂井88番地
山田 廣信	小郡市稲吉1141番地 4
白木 多利	小郡市横隈1727番地 2
山下 一成	小郡市力武1059番地
米倉 禮光	小郡市乙隈384番地 1
重松 等	小郡市吹上830番地 1
深山 榮二	小郡市山隈699番地
秋山 儀一	小郡市山隈986番地 1
溝田 勇一	小郡市山隈353番地 1

4 就任監事

氏 名	住 所
牟田 耕一	小郡市下西鯨坂1470番地
松尾 知明	小郡市大崎1017番地 1
柴田 政美	小郡市乙隈359番地 3

公告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第14条第2号の規定に基づき、平成26年4月25日付けで、次のとおり行政書士に対する処分をしたので、同法第14条の5の規定により、公告する。

平成26年5月9日

福岡県知事 小川 洋

登録番号	事務所の所在地及び氏名	処分内容
03401630	福岡県久留米市北野町稲数471番地22 赤坂 信幸	1年間の業務の停止 (平成26年5月7日から平成 27年5月6日まで)

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条3項の規定により公告する。

平成26年5月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市二日市南四丁目1143番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
東京都千代田区二番町8番地8
株式会社 セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役 井阪 隆一

公告

福岡県が発注する政府調達に関する協定の適用を受ける建設工事について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年5月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 工事名
筑後広域公園プール新築工事
- 2 工事場所
みやま市瀬高町本郷
- 3 工事概要
建築一式工事（水泳場（鉄筋コンクリート造り、地上2階地下1階建て、延べ

4,934.38平方メートル）の新築工事）

- 4 使用する主要な資機材
コンクリート 約12,136㎡
鉄筋 約1,338t
鉄骨 約16t
- 5 工期
平成26年9月定例県議会に係る契約の効力発生の日から平成28年6月30日（木曜日）まで
- 6 工事の発注方式
 - (1) 本工事は、入札時に施工計画等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（標準型）の適用工事である。
 - (2) 本工事は、最低制限価格は適用されず、低入札価格調査の対象工事である。
 - (3) 本工事は、低入札価格調査の対象となる調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）及び数値的判断による失格基準を設けている。
なお、詳細は「福岡県建築都市部建設工事低入札価格調査実施要領」（以下「低入札価格調査実施要領」という。）による。
 - (4) 本工事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条に規定する県議会の議決事項であり、落札者決定後、落札者との間に仮契約を締結し、県議会の議決を経て本契約となるものである。
- 7 電子入札に関する事項
本工事は、電子入札システムにより入札手続を行う電子入札対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、紙での入札手続（以下「紙入札方式」という。）によることができる。
- 8 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 入札手続に関すること
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県建築都市部建築都市総務課契約室（県庁行政棟7階）
電話番号 092-643-3707

(2) 工事に関すること

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県建築都市部営繕設備課設計係（県庁行政棟7階）
電話番号 092-643-3745

9 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

建築一式工事について、「福岡県が施工する建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」（平成6年8月福岡県告示第1397号）に定める資格を開札時から契約の効力が発生する時まで継続して得ていること。

10 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

この工事は、特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）による共同施工方式とし、各構成員が平成26年5月23日（金曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

なお、開札時点においても同条件を満たすこと。

(1) すべての構成員に対する条件

- ア 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- イ 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年6月30日総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないこと。なお、指名停止期間中でないこととは、入札参加申込受付の期限日から落札決定の日までの期間中に指名停止を受けていないことをいう。
- ウ 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和54年9月22日総務部長依命通達）第7条第2項の規定に基づく措置期間中でないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく入札参加資格者名簿の登載者を除く。）。
- オ 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本・人事面において関

連がある建設業者でないこと。

カ 建築工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を有して営業年数が3年以上あり、同法第15条の規定による特定建設業の許可を受けていること。

キ 3者組合せによるJVで施工すること。

なお、出資割合は20%以上であること。また、各構成員は本工事に係る他のJVの構成員となることできない。

(2) JVの代表構成員に対する条件

ア 平成11年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、1,900平方メートル以上の建築物の新築、改築又は増築に係る建築一式工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。なお、面積は建築基準法（昭和25年法律第201号）による建物1棟分の延床面積とする。

イ 建築工事業について監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を専任の監理技術者として当該工事に配置できる者であること。

なお、配置予定の技術者が、現在施工中の他の工事に従事している場合は、平成26年9月定例県議会に係る契約の効力発生の日時点において当該工事が完成していること、あるいは、当該工事に従事していない場合に限り認めるものとする。

ウ 建築一式工事について、審査基準日が平成24年10月1日から平成25年9月30日までにある経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値（以下「評点」という。）が1,190点以上であること

ただし、(1)エに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点が1,190点以上であること。

エ 構成員中、最大の施工能力を有し、かつ出資割合が最大であること。

(3) JVの他の構成員2者のうち1者に対する条件

ア 平成11年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造り又は鉄骨鉄筋コンクリート造りで、900平方メートル以上の建築物の新築、改築又は増築に係る建築一式工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合

が20%以上の工事に限る。)を有すること。なお、面積は建築基準法による建物1棟分の延床面積とする。

イ 建築工事業について監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できる者であること。

なお、配置予定の技術者が、現在施工中の他の工事に従事している場合は、平成26年9月定例県議会に係る契約の効力発生の日時点において当該工事が完成していること、あるいは、当該工事に従事していない場合に限り認めるものとする。

ウ 建築一式工事について、審査基準日が平成24年10月1日から平成25年9月30日までにある評点が720点以上であること

ただし、(1)エに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点が720点以上であること。

(4) JVの他の構成員2者のうち他の1者に対する条件

ア 平成11年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造り又は鉄骨鉄筋コンクリート造りで、400平方メートル以上の建築物の新築、改築又は増築に係る建築一式工事を施工した実績(共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。)を有すること。なお、面積は建築基準法による建物1棟分の延床面積とする。

イ 建築工事業について監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できる者であること。

なお、配置予定の技術者が、現在施工中の他の工事に従事している場合は、平成26年9月定例県議会に係る契約の効力発生の日時点において当該工事が完成していること、あるいは、当該工事に従事していない場合に限り認めるものとする。

ウ 建築一式工事について、審査基準日が平成24年10月1日から平成25年9月30日までにある評点が680点以上であること

ただし、(1)エに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点が680点以上であること。

11 総合評価方式に関する事項

(1) 評価項目及び配点

各評価項目について別に定める評価基準(福岡県ホームページ掲載の「別表1: 評価項目及び配点」)に基づき評価する。

(2) 総合評価の方法

「10 入札参加条件」を満たす入札参加者(共同企業体のことをいう。)全てに標準点(100点)を与え、さらに(1)について評価し、1~20点の範囲で加算点を加えたものを技術評価点とし、技術評価点を入札価格で除して得られた評価値により評価を行う。

(算出式)

技術評価点 = 標準点(100点) + 加算点(0~20点)

評価値 = 技術評価点 / 入札価格

落札者の決定方法は、21による。

(3) 技術提案の作成

技術提案は、入札説明書に基づき作成するものとする。

12 入札説明書の交付

(1) 期間

平成26年5月9日(金曜日)から平成26年6月20日(金曜日)までの毎日(福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条に規定する休日(以下「県の休日」という。)を除く。)、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

8(1)に同じ。

また、福岡県ホームページからダウンロードすることによる交付も行う。

なお、郵送による交付を希望する場合は、返信用切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封の上、8(1)に請求すること。

13 契約条項等を示す場所及び日時

本件工事に係る工事請負契約書案の縦覧を8(1)、設計図面及び仕様書の縦覧を8(2)の部局で行う。

(1) 縦覧期間

縦覧期間は、平成26年5月9日(金曜日)から平成26年8月4日(月曜日)まで

の毎日（ただし、県の休日を除く。）、午前9時00分から午後5時00分までとする。

(2) 設計図面の配付

設計図面については、平成26年5月9日（金曜日）から平成26年8月4日（月曜日）までの県の休日を除く毎日、8(1)の部局より配付する。希望者は、FAXにより申し込んだ後に受け取ること。

14 入札参加申込みの受付

(1) 電子入札対応の場合

平成26年5月9日（金曜日）から平成26年5月23日（金曜日）までの毎日（県の休日を除く。）、午前9時00分から午後5時00分までに電子入札システムにより提出すること。ただし、持参又は郵送を必要とする書類については、8(1)の場所に上記の期間の毎日（県の休日を除く。）、午前9時00分から午後5時00分までに提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

(2) 紙入札方式による場合

持参又は郵送により、8(1)の場所に、平成26年5月9日（金曜日）から平成26年5月23日（金曜日）までの毎日（県の休日を除く。）、午前9時00分から午後5時00分までに提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

15 入札書の受領期間、提出場所及び提出方法

(1) 受領期間

ア 電子入札対応の場合

平成26年7月22日（火曜日）から平成26年8月4日（月曜日）午前9時58分までの電子入札システム稼働時間

イ 紙入札方式による場合

持参により提出する場合は平成26年7月22日（火曜日）午前9時00分から平成26年8月4日（月曜日）午前10時00分まで（県の休日を除く。）に提出すること。ただし、郵送により提出する場合は、平成26年7月22日（火曜日）午前9時00分から平成26年7月31日（木曜日）午後5時00分までに提出すること。

(2) 提出場所

8(1)に同じ

(3) 提出方法

ア 入札書は、電子入札システムにより提出すること。

イ 紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

ウ 入札執行回数は、1回とする。

16 工事費内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること。

17 技術提案の提出

入札説明書に示す期限までに提出された技術提案のうち、発注者が採用すると通知した技術提案を所定の様式に記載の上、入札の際に、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること。

18 開札の日時及び場所

(1) 日時

入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部建築都市総務課入札室（県庁行政棟7階）

19 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を8(1)の場所に納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積もった契約希望金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

イ 全ての構成員について、過去2年以内に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）とする契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

- ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合
- イ 保険会社等と工事履行保証契約（請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

20 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札説明書等において示した入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 電子入札の場合、入札者が有効な電子証明書を取得しておらず（紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人の記名押印がなく）、必要事項を確認できない入札
- (6) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (7) 入札保証金が19(1)に規定する金額に達しない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者（競争参加資格の確認を受けた者で、その後落札決定までの間に指名停止措置を受けた者等入札参加条件に反したものを含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) くじ番号の記載のない入札（くじ番号の重複記載又は誤字若しくは脱字等により必要事項を確認できない入札を含む。）
- (10) 入札書提出時に、工事費内訳書の提出がない入札
- (11) 入札書に記載した入札金額に対応した工事費内訳書の提出がない入札

(2) 入札書提出時に、技術提案の提出がない入札

- (3) 入札書提出時に、採用された内容と異なる技術提案を提出した入札

21 落札者の決定方法及び落札者決定通知

(1) 落札者の決定方法

- ア 予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札を行った者のうち、11(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札候補者とする。
- イ 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- ウ 落札候補者の入札価格が調査基準価格以上であれば、その者を落札者として決定する。
- エ 落札候補者の入札価格が調査基準価格未満であれば、落札者の決定を保留し、低入札価格調査実施要領に基づく調査を実施する。
- オ エにおける調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがないと認められる場合は、その者を落札者として決定する。
- カ エにおける調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、その者を失格とし、その者以外の者を対象として、順次ア以降の方法により落札者を決定する。

(2) 落札者決定通知

ア 時期

- (ア) 上記(1)ウにより落札者が決定した場合

平成26年8月4日（月曜日）

- (イ) 上記(1)オ又は(1)カの方法で、落札者を決定した場合

平成26年8月下旬頃（予定）

イ 方法

電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による入札を行った者に対しては、書面により通知する。

22 9の入札参加資格を入札参加申込時に得ていない者が行う入札参加申込み等

- (1) 入札参加申込時において、建築一式工事について、平成26年5月1日から平成27年4月30日まで有効な「福岡県が施工する建設工事の請負契約に係る競争入札に参

加する者に必要な資格」に定める資格を得ていない者等についても入札参加申込みを受け付ける。ただし、開札日時までに本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格審査を終了しておくこと。

なお、本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査申請は入札書提出の前日まで随時受け付けるが、当該申請が平成26年5月23日（金曜日）以降になる場合は開札時までに審査を終了することができないおそれがあるので、注意すること。

(2) 開札時までに入札参加資格を得ること及び公告の入札参加条件で示された総合評定値等を満たすことを条件として入札書を受領する。

(3) 次のとおり随時に入札参加資格申請を受け付ける。

ア 申請書の入手先

福岡県建築都市部建築指導課内（県庁行政棟7階北棟）

イ 申請書の価格

500円（消費税を含む。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

ウ 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部建築指導課建設業係（県庁行政棟7階北棟）

電話番号 092-643-3719

エ 受付日時

県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時00分まで

オ 申請書の作成に用いる言語

日本語

23 本工事について、調査基準価格を下回った価格で契約する場合の条件

(1) 工事請負契約書（以下「契約書」という。）第4条第2項及び第4項に規定する契約保証金の額を、請負代金額の10分の3以上とすること。

(2) 契約書第34条第1項に規定する前金払ができる額は、請負代金額の10分の2以内とすること。また、契約書第34条第5項及び第6項もこれに準じて割合を変更すること。

(3) 契約書第47条第2項に規定する違約金の額は、請負代金額の10分の3とすること。

(4) 契約書第10条第1項第2号に規定する監理技術者又は主任技術者とは別に、代表構成員は10(2)イの入札参加条件を満たす技術者1名を専任で配置すること。

24 その他

(1) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定はない。

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 調達手続の停止等

政府調達に係る苦情処理の関係において、福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細は、入札説明書による。

(5) 契約書の作成を要する。

(6) 落札者は、契約の締結に当たって、契約書第47条の3第1項各号に該当しないこと、これに該当する者を下請負人等としないこと等について誓約する誓約書を提出することとし、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。

25 Summary

(1) Subject matter of contract:

Construction work of Chikugo Regional Park Swimming Pool

(2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for confirmation of qualifications: 5 : 00 P.M. on 23 May 2014.

(3) Deadline for the submission of tenders via electronic bidding system: 9 : 58 A.M. on 4 August 2014.

(Must be received by 10:00 A.M. on 4 August 2014 if submitted in person, or by 5 : 00 P.M. on 31 July 2014 by post).

(4) Contact:

Contract Division

Departmental Affairs Division

Department of Structures and Urban Planning
Fukuoka Prefectural Government
7-7 Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka-shi, Fukuoka-ken, Japan 812-8577
TEL 092-643-3707

(Please contact the above department to request a copy of the tender document)

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年5月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成26年4月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人ベラーダ大川

(2) 代表者の氏名

津村 良典

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県大川市大字一木506番地18

(4) 定款に記載された目的

この法人は、年齢を問わず広く地域住民に対して、スポーツや文化の普及発展に関する事業を行い、青少年の健全育成、地域住民の健康の維持増進、豊かな生活が出来る社会環境作りの推進及び「夢・笑顔・元気いっぱい」の地域作りに寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年5月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成26年4月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人アクアカルチャーネットワーク

(2) 代表者の氏名

田嶋 猛

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県筑後市久富1343番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は作り育てる漁業及び漁業資源の保護活動を啓発、支援するために講習会や技術研究会等の教育啓蒙事業及び放流支援事業を行い、もって地域社会の漁業振興に寄与する事を目的とする。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年5月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称
県営住宅管理システム運用業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県建築都市部県営住宅課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成26年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

福岡コンピューターサービス株式会社

(2) 住所

福岡市博多区博多駅前二丁目6番6号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

41,752,800円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(b)及び(d)に該当

人事委員会

福岡県人事委員会告示第1号

口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法（平成19年3月福岡県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成26年5月9日

福岡県人事委員会委員長 簗田 孝行

表中

福岡県職員採用Ⅰ類試験	第1次試験の順位、総合得点及び試験種目別得点	合格発表日の翌日から3か月間（ただし、職員採用選考試験に係る第1次試験
福岡県職員採用Ⅱ類試験		
福岡県職員採用Ⅲ類試験	第2次試験の順位、総合得点、試験種目別得点及び身体検査の可否	
福岡県職員民間企業等職務経験者採用試験		

を

福岡県職員採用選考試験 （人事委員会が実施する職員採用選考試験に係るものに限る。）	第1次試験の順位、総合得点及び試験種目別得点	合格者については、最終合格発表日の翌日から3か月間)
	第2次試験の総合ランク	

福岡県職員採用Ⅰ類試験	第1次試験の順位、総合得点及び試験種目別得点	合格発表日の翌日から3か月間
福岡県職員採用Ⅱ類試験		
福岡県職員採用Ⅲ類試験		
福岡県職員民間企業等職務経験者採用試験	第2次試験の順位、総合得点、試験種目別得点及び身体検査の可否	に改める。
福岡県職員採用選考試験 （人事委員会が実施する職員採用選考試験に係るものに限る。）		

海区漁業調整委員会

福岡県豊前海区漁業調整委員会指示第65号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、関門海域でのマダコ

の乱獲を防止し、マダコ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。
ただし、福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第47条第1項の規定に基づき知事の許可を受けた者が採捕する場合はこの限りではない。

平成26年5月9日

福岡県豊前海区漁業調整委員会

会長 高松 三男

1 指示の適用海域

次の基点第1号、(イ)、(ロ)及び基点第2号の各点を順次に結んだ直線と陸岸によって囲まれた区域

基点第1号 福岡県北九州市門司区旧門司門司埼灯台

基点第2号 福岡県北九州市門司区大字大久保、田野浦埠頭西側から11番目の繫船柱から東へ70センチメートルのところに設定した標識

(イ) 基点第1号から山口県下関市火ノ山下潮流信号所を見通す線の中央点

(ロ) 基点第2号から真方位7度30分、1,300メートルの点

2 禁止事項

体重400グラム未満のマダコを採捕してはならない。

3 指示期間

平成26年6月1日から平成27年5月31日まで

筑前海区漁業調整委員会指示第164号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、関門海域でのマダコの乱獲を防止し、マダコ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。

ただし、福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第47条第1項の規定に基づき知事の許可を受けた者が採捕する場合はこの限りではない。

平成26年5月9日

筑前海区漁業調整委員会

会長 本 田 清一郎

1. 指示の適用海域

福岡県海域のうち、次のA線、B線及びC線と陸岸によって囲まれた海域。

A線：福岡県北九州市若松区響町埋立地護岸東北端と山口県下関市竹ノ子島西南端を結んだ直線。

B線：福岡県北九州市若松区洞海湾港防波堤灯台から防波堤沿いに西へ1,550.28メートルの点（D点）と北九州市小倉北区藍島西端からD点を見通す線上の北九州市戸畑区新日本製鐵株式会社戸畑工場埋立護岸に設定した標識を結んだ直線。

C線：北九州市門司区旧門司門司埼灯台と山口県下関市火の山下潮流信号所を見通した直線。

2. 禁止事項

体重400グラム未満のマダコを採捕してはならない。

3. 指示期間

平成26年6月1日から平成27年5月31日まで

筑前海区漁業調整委員会指示第165号

筑前海区海面における養殖用マダイ種苗採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成26年5月9日

筑前海区漁業調整委員会

会長 本 田 清一郎

1 採捕の制限

全長11センチメートル以下のマダイは、養殖用種苗として採捕してはならない。

ただし、平成26年7月16日から同年7月31日までの期間において、きす1そうごち網漁業又は手びきごち網漁業により採捕する場合はこの限りでない。

2 指示の有効期間

平成26年6月1日から平成27年5月31日まで。